

平成 26 年 4 月 11 日

株主各位

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号  
株式会社マクロミル  
代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉

全部取得条項に係る定款変更に関する公告及び  
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に関する基準日設定公告

当社は、平成 26 年 3 月 27 日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会の特別決議に基づき、定款の一部を変更して、当社普通株式につき当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることにいたしましたので、公告いたします。なお、当該定款変更の効力発生日は、平成 26 年 5 月 1 日です。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項の付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得に関する特別決議に基づき、平成 26 年 4 月 30 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、平成 26 年 5 月 1 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式（但し、自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、A種種類株式を 4,000,000 分の 1 株の割合にて当社が交付する株主様と定めることにいたしましたので、併せて公告いたします。

以上